

国际研修协力机构的通知

JITCO からのお知らせ

一 关于护照・外国人登录证明书・存折的保管 一

一 旅券・外国人登録証明書・預金通帳の保管について 一

1 护照

- (1) 入管法规定, 要时常携带护照 (但是, 在携带外国人登录证明书的情况下, 则不在此限。) (23条1项) 和入国审查官、警察等在履行职责时, 要求出示护照时的出示义务 (23条2项)。
- (2) 这项规定是为了即时掌握有关在留的外国人, 在留的合法性才能进行资格外活动, 是否违反登陆・在留许可附带的条件, 外国人要携带护照, 有权限的政府机关要求出示时必须立即出示。
- (3) 另外, 23条1项的但书规定, 由于外国人登录证明书的记载事项是依据护照等记载事项, 所以携带外国人登录证明书时, 不要求有携带护照义务。

2 外国人登录证明书

- (1) 外国人登录法规定, 要时常携带外国人登录证明书 (13条1项) 和入国审查官、警察等在履行职责时, 要求出示外国人登录证明书时的出示义务 (13条2项)。
- (2) 这项规定, 主旨等与上述1之 (2) 记载相同, 要求有携带义务。

3 护照・外国人登录证明书的保管

- (1) 按照上述1及2, 由于技能实习生有时常携带护照和外国人登录证明书的义务, 所以必须本人自己保管。因而, 不能因为技能实习生担心被盗・遗失等, 而存放在监督管理团体・实习实施机构等。监督管理团体・实习实施机构等不管有怎样的理由也不能保管, 若保管的话, 很有可能被追究违反法律。
- (2) 例如: 监督管理团体、实习实施机构等, 从技能实习生收取护照以及外国人登录证明书, 进行保管时, 将作为不正当行为受到停止5年接收技能实习生的处罚 (登陆审查标准)。

4 存折的保管

因为存折是技能实习生的东西, 所以必须自己保管。也不能因为技能实习生担心被盗・遗失等, 而存放于监督管理团体・实习实施机构。

此外, 在管理・保管存折方面, 技能实习生担心被盗・遗失的话, 请试着要求监督管理团体・实习实施机构设置一个能上锁的设备等。

1 旅券

- (1) 入管法では、旅券の常時携帯 (ただし、外国人登録証明書を携帯する場合は、この限りでない。) (23条1項) と入国審査官、警察官等がその職務の執行に当たり、旅券の提示を求めたときの提示義務 (23条2項) を定めています。
- (2) この規定は、在留する外国人について、在留の合法性、資格外活動の可否、上陸・在留の許可に付された条件に違反していないかどうかを即時的に把握するために外国人は、旅券を携帯し、権限ある官憲の提示要求があったときは直ちにこれを提示しなければならないこととしたものです。
- (3) また、23条1項のただし書きは、外国人登録証明書の記載事項が旅券等の記載事項に基づいていることから、外国人登録証明書を携帯するときは、旅券の携帯義務は課されないことを規定しているものです。

2 外国人登録証明書

- (1) 外国人登録法では、外国人登録証明書の常時携帯 (13条1項) と入国審査官、警察官等がその職務の執行に当たり外国人登録証明書の提示を求めたときの提示義務 (13条2項) を定めています。
- (2) この規定は、上記1の(2)に記載と同一の趣旨等から携帯義務を課しているものです。

3 旅券・外国人登録証明書の保管

- (1) 上記1及び2のとおり、旅券と外国人登録証明書は、技能実習生が常時携帯する義務があることから、本人が自ら保管する必要があります。したがって、技能実習生は盗難・紛失等の心配があるからといって監理団体・実習実施機関等に預けてはいけません。監理団体・実習実施機関等はいかなる理由があっても預かることができませんし、預かると法律違反に問われることにもなりかねないからです。
- (2) 例えば、監理団体、実習実施機関等が旅券や外国人登録証明書を技能実習生から取り上げて保管していた場合は、不正行為として5年間の受入れ停止処分を受けることとなります (上陸審査基準)。

4 預金通帳の保管

預金通帳は技能実習生のものですから自ら保管する必要があります。技能実習生は、盗難・紛失等の心配があるからといっても監理団体・実習実施機関に預けてはいけません。

なお、技能実習生が預金通帳を管理・保管するにあたり盗難・紛失の心配があれば監理団体・実習実施機関に、施錠などができる設備を設けるなどの要望をしてみてください。